

第3章 ろうどうコラム

労働法教育の推進について

公益委員 平石 典生
(平成24年6月20日~)

小学1年生のとき、クラスでテストがあり、答案を先生に提出しようとしたところ、他の児童の答案が目に入り、自分の解答の誤りに気づいた。そこで私は、すぐに解答を訂正しようとしたのであるが、それを見た女子児童から「カンニングだ!」と咎められた。その子の指摘のとおり、私の行動は紛れもない不正行為であった。しかし、当時の私には「カンニング」という言葉の意味はおろか、自分の行動が不正なものだという認識もなかった。きょとんとしていた私に、担任の先生は、テストでは他の児童の答案を見てはいけないと優しく教えてくれた。

しかし、大人の世界では、不正行為に該当するという認識がなかったという弁解は通用しない。例えば、刑法第38条第1項本文は「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。」と定める一方で、同条第3項本文は「法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたとすることはできない。」と定めており、法律で犯罪行為として禁止されている行為を行つた場合、その行為が犯罪だと知らなかつたとしても、犯罪は成立するのである。

したがつて、我々国民は、知らないうちに自ら法令に違反する行為をしないよう、法令をよく知っておく必要がある。犯罪行為に関する刑罰法規については、家庭内の教育や事件報道等を見聞きすることにより、ある程度の知識を身につけることも比較的容易であろう。しかし、現代社会においては、刑罰法規以外にも国民生活の様々な場面において法令による規制が行われている。その中でも重要なものの一つが労働法である。

我が国では、労働者の多くが会社等に雇用されて働いているが、会社等の使用者と労働者との関係は、労働契約法や労働基準法、労働組合法等の多くの法令により規制されている。そして、こうした法令の内容は時代の変化に応じて常に見直されている。法令の解釈適用についても、次々と重要な判断が裁判所から裁判例として示されている。

したがつて、使用者は、労働関係の法令や裁判例を含めた労働法を十分に理解し、その変化にも常に注意を払つていなければ、知らないうちに違法不正な行為を行つてしまふおそれがある。現代社会では企業のコンプライアンスが厳しく問われており、ひとたび「ブラック企業」とのレッテルを貼られてしまうと、その企業の受け取る経営上の不利益は計り知れず、場合によっては存続の危機に陥るおそれもある。

また、労働者の側も、労働法に関する知識がなければ、使用者から違法不正な待遇を受けても、それが違法不正であることに気づかず、必要な対策を講じることができないまま理由のない不利益に甘んじることになりかねない。

しかし、国民が労働法を自分で勉強するのは容易ではなく、これを個人の努力に委ねていては、労働法に関する知識の格差が生じるおそれがある。よって、学校教育で労働法に関する基本的な知識を教えるのが望ましい。しかし、現状はどうであろうか。学校によって取り組み状況は様々であろうが、ともすると受験科目の指導を重視し、社会人に必要とされる労働法の基本的な知識についてさえ十分に教えられないのではなかろうか。

このような事態は我が国の社会全体としての問題であるから、国をあげて労働法に関する教育を推進する必要がある。例えば、食育については食育基本法、環境教育については環境教育促進法、消費者教育については消費者教育推進法といった基本法が制定されているように、労働法の教育についても基本法を制定し、国として労働法に関する教育を推進する態勢を整えることが必要である。

(平成26年11月10日 掲載)

居酒屋のたわ言

公益委員 駒田 晋一
(平成 26 年 6 月 20 日～)

「俺は、給料を貰うという言い方が嫌いだ。給料というのは取るものだ。経営者に頭を下げて給料を貰うという考えが気に食わないな。」

今から遡ること 15、6 年前に、私が同じ法学部に通う知人から、高田馬場の居酒屋で聞いた一言である。その知人は、親からの仕送りではなく、奨学金とアルバイトで生計を立てていた。彼は、週に 5、6 日、夜中にゴキブリなどの害虫を駆除するアルバイトをしていた。害虫駆除のアルバイトは時給が大変高かった。一方、当時の私は、親からの仕送りと奨学金とで生活をしていた。単発でアルバイトをしたことはあったが、興味本位というレベルであった。知人の一言に対し、私は穏やかではないと思いつつ、ただ頷き、しばらく彼のアルバイトの愚痴を聞いていた。

高田馬場の居酒屋の一件から数年後、私は弁護士になった。地元福島市に戻り、仕事を始めた。高邁な理想を掲げるわけでもなく、壮大な野望を胸に抱くわけでもなく、職業の一つとして弁護士を選んだ私には、弁護士の仕事は結果が全てのように見えた。負けそうな事件のときには、なるべく良い結果を出せるように、胃が痛くなるまで、裁判例や文献を調べ、少しでも有利になるように事実を拾い出し主張した。一方、勝てそうな事件であっても、不利な材料が出てこないように、入念に調査をした。証人尋問の前には吐き気を催したことも少なくなかった。にもかかわらず、事件が終了したときに、依頼者から感謝されるということが多くはなかった。弁護士の仕事が面白いと思ったことは正直なかった。

弁護士になって 7、8 年もすると、少しずつ余裕も出てきた。その中で、弁護士には、結果を出すということも勿論求められるが、当事者が言いたいことをそのまま裁判所に伝えるということも大変重要だということに気づいてきた。当事者が言いたいことを残らず裁判所に伝えた場合、結果にかかわらず依頼者に感謝されることがあるということも分かってきた。当事者が言いたいことを裁判所に伝えるため、その事件が発生した社会的背景、当事者の立場、人間性、当事者がそう振る舞わなければならなかつた事情など様々なことに目を向けるようになった。弁護士の仕事を面白いと思うようになってきた。

労働は生計を立てるための手段である。だから、生計を立てられないような収入しか得られない労働はあってはならない。一方、1 日の法定労働時間は 8 時間である。睡眠、食事、入浴などの時間を差し引くと、人が 1 日に使える時間のうち、約半分は労働時間である。いかに労働は生計を立てるための手段にすぎないと割り切ったところで、1 日の約半分という分量は大きすぎる。収入を得るという目的だけ

では、行き詰まってしまうこともある。

冒頭の発言をした知人は、発言から数年後、害虫駆除の仕事を辞めた。正社員にという話もあったらしいが、彼はその仕事を定職とは考えなかつた。彼は、今、不動産鑑定の仕事をしている。「給料は稼ぐものである。」今なら私はそう答える。

(平成 27 年 7 月 10 日 掲載)

最近読んだ本について

労働者委員 田母神 正広

(平成 24 年 6 月 20 日～)

2016 年（申年）が明けました。関係各位の皆様に旧年中のご厚情とご指導に感謝申し上げるとともに、今年もよろしくお願ひ申し上げます。

2015 年もいろんなことがあった 1 年でしたが、2016 年も年明け早々から、世界的に大変重要な出来事が発生しています。イスラム教国のサウジアラビア（スンニ派）とイラン（シーア派）の宗派対立による出来事（事件）からの国交断絶、北朝鮮の核実験（北朝鮮は水爆と発表しているが疑問？）、各地で起きているテロ事件（自爆テロ）と、何とも物騒な年明けとなりました。また、アラブのいざこざといいろいろな思惑から原油価格が大幅に下落し、結果として株価を下げていることや、隣国中国の経済発展減速との観測からの通貨（元）の下落など、経済的な流れもこれまでと大きく違った動きをしていると思われてなりません。

世界中がインターネットで瞬時に繋がる現代においては、昔はかなり過ぎてからしか得られなかつた情報がリアルタイムに更新されていきます。世界中のあらゆる出来事にそれぞれの国の政治・経済・産業・国民が反応していく様は、正にグローバル化した世界を映しだしています。第二次世界大戦から 70 年、人類は過去の反省から、戦争をなくす取り組みをしてきたはずですが、政治・経済に息づまると必ず争い事をはじめようとします。何とも、70 年前の悲惨な戦争のことなど忘れてしまったかのようで残念でなりません。

さて、前置きはこのぐらいにして、今回のコラムに何を寄せるか考えましたが、あまり良い考えが浮かばなかつたので、最近、私が読んだ本（単行本を含む）を紹介したいと思います。少年時代から読書感想文が苦手な私でしたので、内容構成の拙さは最悪目で見ていただければ幸いです。

まず最初にご紹介するのは、最近読んだ著書「里海資本論（著者：井上恭介）」です。前に（1 年以上前）、「里山資本主義（著者：藻谷浩介）」を読んで、日本の荒廃した里山を再生させることで、木材の活用と地域産物の循環を通じた取り組みにより地域が活性化して循環型経済社会を構築できるとした本を読みました。今回はその続編的な本で、舞台は瀬戸内海を中心とした里海を復活させる取り組み事例などを取材して、学んだ話を中心に構成しています。瀬戸内海は、日本の高度経済成長に伴い、重工業を中心とした企業が多数立地するとともに、多くの人が沿岸部で生活するようになり、その工業排水・生活排水が瀬戸内海の環境を悪くし、富栄養化した瀬戸内海では赤潮が頻繁に発生するようになりました。そして瀬戸内海で獲れる魚貝が激減しました。

そのことに危機感を持った瀬戸内の小さな漁村：日生（ひなせ）の漁師が立ち上^しがり、里海を再生させるためアマモという海藻を海底に植え付け環境を良くする取り組みを始めたことや、海を浄化するため牡蠣の養殖に取り組んだ結果、現在は、赤潮の発生がほとんど見られなくなるとともに、獲れる魚貝の量と質が格段に向上了ことなどが紹介されています。

また、私は知りませんでしたが、「S A T O U M I」という言葉が世界的にも認知されるようになり、世界中で沿岸部の汚染や富栄養化による影響が大きくなっています。その対策を勉強するために世界のあちこちから視察や研修に来るということだそうです。島国日本は、海に囲まれ、海とともに生きてきたはずですが、海の恵みを生活に活かし代々生活してきたはずですが、いつの頃からか経済的合理性を優先し、循環型の環境（子孫に引き継ぐべき環境）を維持していくことを置き去りにしてしまったので、再び取り組むことにより環境は改善していくというような内容になっております。

次にご紹介するのは、「追いかけるな、大人の流儀 5（著者：伊集院静）」です。これまでも、第1弾「大人の流儀」、第2弾「続・大人の流儀」、第3弾「別れる力、大人の流儀 3」、第4弾「許す力、大人の流儀 4」と発刊されており、その第5弾ということになっています。まだまだ未熟者である私は、「大人というのは物事をどのように考え、どのように行動することを求められるのか？」という素朴な疑問から著作を手に取りました。

この書籍は今後もシリーズとして続くかもしれません、現代社会において、親族・友人・知人・隣人・同僚などに対し、どのように接していくべきなのかということを指導するではなく、「伊集院静」という人間はこのように想い、このように考えるというような内容でした。これを読んだから一足飛びに大人になるということではありませんが、物事の判断・考え方・接し方について、少し自分なりに解釈し、俗世間から、あの人は「大人だなあ・大人の対応をするなあ」などと言われるようになってみたいものです。

特に、第3弾「別れる力」、第4弾「許す力」、第5弾「追いかけるな」は私の人生観に少なからず影響しているのではと思えます。

近年、読書離れといわれていますが、何かと忙しい中に自分の時間を見つけ、読書（活字にふれる）することは、物事を立ち止まって考え、あらゆる角度から考えを総合的に判断していくためにも重要なのではと思っています。そして、出来得るならば本当に心の豊かな人生を送りたいものです。

（平成 28 年 1 月 19 日 掲載）

福島第一原子力発電所 —世界で最も困難な任務を与えられた作業現場から—

公益委員 吉高神 明
(平成 26 年 6 月 20 日～)

今年 3 月に同僚の研究者たちと福島第一原子力発電所構内を視察する機会を得た。福島県労働委員会公益委員として県内の除染作業をめぐるトラブルの動向は普段から注視しているが、今回、構内で働く人々の作業現場を直接見ることができたのは大変有益であった。

当日は楢葉町にある Jヴィレッジ（センターハウス）到着後、本人確認を済ませてから視察コースについて説明を受けた。その後専用バスで発電所構外にある新事務所棟前まで行き、そこから徒歩で入退域管理棟に移動した。ここで簡単な防御装備を着用し、専用バスで敷地内視察に出発することになる。ちなみに、入退域管理棟から 1～4 号機までは 1km ほどの距離である。1 時間弱の視察であったが、多核種除去設備、タンクエリア、1～6 号機の原子炉・タービン建屋、凍土式遮水壁建設現場、サブドレイン浄化設備現場、免震重要棟等を間近に見ることができた。

視察当日が東日本大震災 5 周年の 3 月 11 日直前だったため、メディアは福島の現状について大きく報道していた。しかしながら、構外とは対照的に構内の作業現場はとても静かであった。ここでは、1 日約 7,000 名の作業員の方たちが働いているとのことである。フランジ型タンクの解体、浸透防止工事、陸側遮水壁の設置…。我々門外漢にはよくわからない高度な専門的作業にひたむきに取り組む人々の姿がそこにあった。

今回の視察で何よりもうれしかったのは、現場で働く人々の作業環境が予想していた以上に改善されていたことである。作業員の健康安全管理は、徹底した被ばく線量チェックを通じて大きく向上されていた。構内線量低減化対策の結果、防護服や全面マスクを着用せずに作業を行えるエリアも大幅に拡大していた。また、昨年 5 月末には約 1,200 名が利用できる大型休憩所が構内で運用を開始している。休憩所 2F には食堂も開設され、福島復興給食センター（大熊町）が温かい食事を提供できるようになった。さらには、今年 3 月 1 日には食堂の隣りにコンビニも開店し、スイーツやおにぎりなどが作業員の方たちの疲れを癒してくれている。

私自身を含めて、福島で暮らしていると福島に対する誤解や偏見を感じる機会は少なくない。「福島に来たこともないくせに、よくそんなことが言えるな」と思ったことも一度や二度ではないであろう。ひるがえって、我々福島県民自身、福島第一原子力発電所における廃炉作業や汚染水対策を正しく理解しようしてきたであろうか。

使用済燃料の取り出し（1～4号機）、燃料デブリの取り出し（1～3号機）、原子炉施設の解体へと今後30～40年にも及ぶ困難な作業が続けられることになる。Jヴィレッジ内の掲示板に貼られたアンケート調査結果等によれば、目下、入退域管理棟トイレの混雑、朝の移動バスの遅れ、大型休憩所の清掃、駐車場の夜間照明などについて改善を望む声があるようである。世界で最も困難な任務に挑んでいる作業員の方たちの労働環境がさらに改善されることを願ってやまない。

（平成28年4月15日 掲載）

日々是好日

使用者委員 永山 忍
(平成 26 年 6 月 20 日～)

それにしてももう十月です。あっという間だと感じるのは年令のせいでしょうか。今年も残すところ二ヶ月になりました。暑さも和らぎ、空気も澄み、天高く自然の恵みを体いっぱい感じる季節ですが、秋のはじまりの九月は雨の多い月とはいえ、例年になく雨や曇りの日が多くてスッキリとしない天候が続きましたね。

私たちの人生にも、晴れの日もあります、雨の日もあります。「日々是好日」一度は聞いたことのある有名な禅語ですが、毎日がよい日でという意味ではありません。嬉しいことがあった日も、つらいことがあった日も、その一日は二度とこない一日であり、かけがえのない一日であるという意味です。いまこの一瞬を大事に、いつも新鮮な気持ちで自分の生き方に手を抜かないことが、好日をもたらすと説いています。晴れの日も雨の日も大事な一日であり、つらいことも悲しいことも受けとめ、一日一日を大事に生きること。一日一日を大事に生きることは自分の体も大事にすることです。不健康な生活を送る人は大事な一日を無駄にしています。良い習慣が健康な体をつくるのに対し、病気の原因をつくるのが悪い習慣ですが、悪い習慣をやめられるか否かは、自己管理ができているかどうかを図るバロメーターにもなります。アメリカでは「自分を管理できない人は管理職にしない」というのが原則です。厳しいようですが、当たり前ですよね。「自分を管理できない人が、どうして組織や他人の管理ができるのか」という論理ですから。心身の健康管理は自分一人の問題ではなく、仕事の生産性を左右するものであり、職場の仲間にに対する礼儀です。最高の状態で仕事に臨むことは社会人として最低限のこと。健康でなければ、熱意を込めて仕事に取り組むことも、ここいちばんの勝負どころで頑張り抜くこともできません。健康管理は最強の予防医学であり、自分の健康は自分で守るという意識が大事です。

残念なことに、病人の数は年々増加し、それに伴って国民医療費は年に一兆円のペースで膨らんでいます。病氣にならない体をつくることは、国家財政の健全さを維持することにつながり、私たちに「幸福」をもたらします。一年前、安倍首相は「一億総活躍社会」を打ち出しました。一億総活躍社会になるそうですから、来る日に備え、心身壮健で行きましょう。一度きりの人生。一つしかない体です。日々の生活習慣を見直し、「日々是好日」。そして「日々是健康」の心構えで、かけがえのない一日一日を精いっぱい大切に過ごしませんか。

(平成 28 年 10 月 14 日 掲載)

縁と運、すべて私の先生

使用者委員 穴澤 耕二

(平成 26 年 6 月 20 日～)

安岡先生のおしえ

思想家・安岡正篤先生の健康心得 3 原則のひとつに「心中常に喜神を含むこと」がある。これはどんなことがあっても決してへこたれない。何か悪いことがあったら、それは自分を磨く砥石（といし）だと思って、常に喜ぶこころを持たねばならないと訓（おし）えている。還暦の坂を転げ落ちている私であるが、学んだことを実生活に活かす「活学」にしようと日々挑戦している。

会津のおしえ

私の出身高校に佐藤哲郎という大先輩がいた。東大法学部卒業後に弁護士になられ昭和 61 年 6 月から平成 2 年 1 月まで最高裁判事を務められた。奇しくも、先輩は高校時代に白虎隊剣舞をしておられたので、私とは O B 会の上下関係にあった。かつて縁あって上京し先生宅を訪ねた際、夫人が明かされた秘話が今も脳裏を離れない。白虎隊剣舞精神に徹する哲郎先輩は、東大の先輩・団藤重光先生（最高裁判事）から「会津の教え “ならぬことはならぬ” は刑法の原点だ。」と示唆されて大変喜ばれ、浴室から「白虎隊」の吟が洩れてきたことがあったと伺った。あの著名な団藤先生から言われ何と嬉しかったことか。今年は戊辰戦争から 150 年目、O B 会の一員として、この精神は何とか未来へ語り継ぎたいものと念（ねん）じている。

川島先生のおしえ

「縁というものは奇なるもの。縁は皆つながっている。それは人間だけでなく、草や木や山もすべてつながっている。世の中、生きとし生けるものすべてがつながっている。あなたには本当に強靭な運命があるので、私も加勢してあげるのでこれからも頑張りなさい。」と晩年とても親切に語ってくれた川島廣守大先輩。先生は第 10 代日本プロ野球コミッショナーであり元内閣官房副長官であり、まさに会津聖人（ひじり）と称すべき現代の偉人である。

日本のトップジャーナリストである橋本五郎（読売新聞特別編集委員）さんは、毎月執筆しているコラム「五郎ワールド」で川島先生を取り上げ「川島さん亡き後 “川島廣守人間学” の伝道師になろうと通夜の席で決意する穴澤さん。」と書かれた。あの日から早 5 年。これからもずっと、自費出版書籍「魂の感動 川島廣守心訓抄」（5 千部完売）を携えて伝道して参ろうと念（おも）っている。

和解の人間学

急きよ白羽の矢を立てられ、私が労働委員会メンバーの末席を汚すことになって間もなく 4 年目を迎える。人事と労務の仕事に携わって約 40 年。年齢だけを重ねてきたようにも思うが、

労働委員になったおかげで、労使関係と労働紛争の専門誌「中央労働時報」を手にすることができた。毎月とても楽しみにしている。

とりわけ圧巻は20回シリーズに及ぶ草野芳郎先生の「和解の人間学」だった。この章だけは必ず再読・三読し続けている。草野先生は地裁32年、高裁3年、大学教授10年を通じてクリエイティブな「和解」という紛争解決手段を世界に広められた。先生の著書「和解技術論」は英語・インドネシア語にも訳され、2千部売れればベストセラーと言われるジャンルで、1万1千部という快挙を成し遂げている。私淑してやまないお方との出逢いの数々、これも縁と運か!!

草野先生の考え方によると、和解は当事者の話し合いだから当事者が“対話”することが基本になると教えている。先生が考えられた「説得技術の10カ条」（本質は共感を呼び起こすこと）は、労働委員という大役を努めている私にとって紛争解決にあたる際のバイブルになっている。

説得技術の基本型

- ①当事者の言い分をよく聞くこと
- ②誠意をもって接すること
- ③熱意をもって粘り強く頑張ること
- ④当事者の相互不信を解くように努力すること
- ⑤当事者の心理状態をその人の身になって考えること
- ⑥真の紛争原因を探り、その解決を目指すこと
- ⑦具体的な話し方を工夫すること
- ⑧和解の長所を説き、良い和解案を出すこと
- ⑨相手の逃げ道を用意し追い詰めないようにすること
- ⑩現地を見分すること

(和解技術論第2版より採録)

日本一の福島県労働委員会！？

福島県労働委員会（伊藤 宏会長はじめ公・労・使15名、熊川恵子事務局長はじめ11名）にとって創設70周年に相応しい出来事があった。ご高承のとおり、個別労使紛争の解決機関としては①労働局②労働委員会③裁判所の3つがある。私は日本経団連の推薦で裁判所にもかかわっているが、今年度労働委員会が扱った個別調整第〇号事件がまさしくそれである。

事務局の使用者側・労働者側双方への熱心な調査と説得により、調整実施日を当事者の都合に合わせ、何と申請からひと月以内の“日曜日”に開催、しかも4時間以上もかけ、当日中に双方合意にこぎつけたという。3つの解決機関の中でも日曜日の開催は初めての出来事だと思う。当委員会は公労使そして事務局が一体となってそれぞれに寄り添って問題解決の道を歩んでいる。心豊かに生きておられる駒田委員（公）田母神委員（労）永山委員（使）の大活躍に満腔の拍手を贈りたい。そして今度は割り勘でなくこちら持ちで調停秘話をご伝授いただくつもりでいる。（たも神さま、よろしく頼みますヨッ！）

(平成29年2月16日 掲載)

第43期委員



最後列は事務局職員

穴澤委員（使）

永山委員（使）

八巻委員（労）

石山委員（使）

鈴木委員（労）

小泉委員（使）

伊藤会長（公）

駒田委員（公）

平石会長代理（公）

坂路委員（労）

星委員（使）

高橋委員（労）

田母神委員（労）

楳委員（公）

吉高神委員（公）

二列目

最前列